

令和7年度 第2回 大阪港湾局人権行政推進委員会

日 時：令和8年3月9日（月）9:30

場 所：大阪港湾局 第1会議室

（議 題）

- 1 大阪市人権行政推進本部会議における報告
- 2 局長訓示

（参考資料） 大阪港湾局人権行政推進委員会設置要綱

## 令和7年度 第1回大阪市人権行政推進本部会議

日時：令和8年3月4日（水）  
10時30分～10時45分

場所：市役所P1階 会議室

### 《議 題》

職員による差別発言事象について

### 別添資料

- ・ 資料1 職員による差別発言事象について（概要）
- ・ 資料2 建設局における対応について
- ・ 資料3 職員による差別発言事象について（通知）

## 職員による差別発言事象について（概要）

### 1 事象の概要

令和8年2月3日（火）午前11時頃、移動中の公用車内で、職員Aと職員Bが会話中、職員Bが「（地名）は、被差別部落や。高校の時に（地名）を通るのが嫌やった。」と発言したもの

※公用車への同乗者は計3名

### 2 経過

令和8年2月3日（火） 事象の発生

2月6日（金） 建設局が事象を把握、事実確認を実施

2月9日（月） 建設局から市民局に報告

2月17日（火） 建設局・市民局から市長に報告

令和8年3月4日

建設局における対応について

1 主な対応経過

2月3日（火）

午前11時頃 公用車内で職員Bが発言

2月6日（金）

午後1時頃 職員Aから管理監督者に本件事象を報告

午後4時 管理監督者が当該公用車のドラレコからSDカードを回収

午後4時～ 職員Bへヒアリング

本件発言を認めたとうえで、冗談とはいえ今から思えば軽率な発言をしてしまったと思う、と反省している様子であった。

職員Cへヒアリング

車内での会話内容はあまり覚えておらず、本件発言は記憶にないとのことであった。

2月9日（月）

建設局（総務課）から市民局（人権啓発・相談センター）へ事象を報告

2 当該車両搭載のドライブレコーダーの情報について

(1) SDカードに記録されていたデータの内容（2月6日17時30分）

事象発生日である令和8年2月3日のデータ（画像・音声）は確認できなかった。

確認できたのは、令和7年3月6日、14日、10月4日、11月12日～14日、25日のデータであるが、管理監督者がそれらのデータを確認したところ、問題となる発言は見当たらなかった。

(2) 当該公用車の再確認（2月9日18時）

機器本体から配線コネクタが抜けている状態であることを確認したため、奥まで差し込んで正常な状態に戻した。

(3) 当該車両の動作確認履歴（10月4日12時）

令和7年10月4日に動作確認を実施しており、その際、機器本体から配線コネクタが抜けている状態であったため、奥まで差し込んで正常な状態に戻したことがある。

(4) 他の車両の確認（2月10日18時）

当該担当部署において、確認可能な保有車両について、機器本体と配線コネクタの接続及び正常作動が確認された。（車検中車両除く）

3 今後の対応

(1) 保全したドライブレコーダーの記録確認

- ・当該担当部署の保有車両のデータ → 2月12日保全済  
車検中であった車両 → 2月24日保全済み
- ・残る建設局全車両のデータ → 2月26日保全済  
→ 保全済のデータ内容を確認(約3,000時間と推計)

(2) 関係当事者への追加ヒアリング

実効的な再発防止のため発言に至る背景などについてヒアリングを実施中  
以上の対応結果及び再発防止策を定め公表予定

令和8年3月4日

所 属 長 各 位  
(人権行政推進本部員各位)

大 阪 市 長  
(大阪市人権行政推進本部長)

### 職員による差別発言事象について（通知）

一昨年の本市職員による重大な差別事象が発生したことを受け、全所属長に対し、人権侵害を決して許さない姿勢を明確にし、組織ガバナンスの強化徹底を強く求めたところである。

にもかかわらず、あらたに、職員が勤務時間中の公用車内で同和問題（部落差別）に関する差別発言を行う事象が発生した。発言した職員は、その場では差別発言であるとの認識を欠き、同乗していた職員も、その場で行為者に対し指摘できなかつたとのことである。

本市は、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け必要な施策を、市政のあらゆる分野で推進している。本市職員は、その先頭に立って差別の根絶を牽引すべき立場にある。しかしながら、今回の差別発言は、本市の人権尊重の理念に反し、公正な職務執行に対する市民の信頼を大きく損なう、重大な人権侵害事象である。

現在、過去の事象を踏まえ、全庁を挙げて人権研修の充実等の再発防止に取り組んでいるところである。しかし今回の事象は、職員一人ひとりの差別や人権侵害に対する感度がなお十分に高まっていないこと、また、人権侵害を決して許さない職場風土が組織の隅々にまで徹底されていないことを、改めて突き付けるものである。

所属長においては、今回の差別事象を職員個人の問題として着目するだけでなく、組織としての責任を重く受け止めなければならない。また、職員の育成にあたっては、職員一人ひとりに人権行政の担い手であるという自覚を徹底させるとともに、差別事象が発生した場合に、的確に対応できる力を身に付けさせること。加えて、所属内の人権行政推進体制を点検・強化し、差別の根絶に組織として取り組む体制を構築すること。

以上をもって、差別を生まない、そして決して許さない職場風土を、組織の基盤として確立するよう、指示する。

## 大阪港湾局人権行政推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 全ての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取り組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、大阪港湾局に「大阪港湾局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

### (協議事項)

第5条 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること

- 2 局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- 3 その他、委員長が必要と認める事項に関すること

### (幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

### (研修企画部会)

第7条 幹事会に研修企画部会を置く。

- 2 研修企画部会は別表第3に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

委員長	大阪港湾局長
副委員長	理事
〃	理事
〃	理事
委員	総務部長
〃	業務改革担当部長
〃	企画調整担当部長
〃	営業推進室長
〃	開発調整担当部長
〃	開発推進担当部長
〃	計画整備部長
〃	利用促進担当部長

〃	事業戦略担当部長
〃	施設管理部長
〃	泉州港湾・海岸部長

別表第2（第6条関係）

幹事	各課長、担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長（庶務・組織・市会）
〃	総務部総務課担当係長（港湾再編）
〃	各部りーだー担当係長
〃	各技能統括主任

別表第3（第7条関係）

研修企画部員	総務部人事・港湾再編担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長（庶務・組織・市会）
〃	総務部総務課担当係長（港湾再編）
〃	総務部総務課担当係長（府営総務）
〃	総務部業務改革課担当係長（業務改革）
〃	営業推進室管財課担当係長（管財・総括）
〃	計画整備部保全監理課担当係長（港湾工事）
〃	施設管理部管理課担当係長（部の総括・組織再編）
〃	施設管理部施設課担当係長（施設管理）
〃	施設管理部施設課担当係長（緑地管理）
〃	施設管理部海務課担当係長（海務）
〃	施設管理部海務課担当係長（海岸施設管理）
〃	施設管理部海務課担当係長（海上保全）
〃	施設管理部設備課担当係長（電気）
〃	施設管理部設備課担当係長（機械）
〃	各技能統括主任又は各部門監理主任